

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和3年3月26日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

新指定

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (絵 画)	絹本著色十二天絵像	12幅	柏崎市緑町8番35号 (柏崎市立博物館)	宗教法人 慈眼寺
有形文化財 (絵 画)	絹本著色日現像 絹本著色絵曼荼羅 絹本著色小絵曼荼羅	3幅	三条市西本成寺1丁目1番20号	宗教法人 本成寺
有形文化財 (古文書)	新発田藩資料	5,848点	新発田市中央4丁目11番27号 (新発田市立歴史図書館)	新発田市
有形文化財 (考古資料)	山草荷遺跡出土品	45点	新発田市小舟町2丁目9番16号 (新発田市教育委員会)	新発田市

追加指定

有形文化財 (古文書)	関山家文書	497点	妙高市大字関山1200番地1 (妙高支所)	妙高市
----------------	-------	------	--------------------------	-----